

日本・コートジボワール友好協会会則

2015年10月23日制定

第一章 名称及び事務所

第一条 名称

本協会は「日本・コートジボワール友好協会」と称する。英文名は「Japan Côte d'Ivoire Friendship Association」と称する。

第二条 事務所

本協会の事務所は駐日コートジボワール大使館内に置く。

第二章 目的及び活動

第三条 目的

本協会は日本国とコートジボワール共和国の親善関係を深め、経済、技術、文化および学術等の分野における協力及び交流を促進すること、並びに相互の繁栄に寄与することを目的とする。

第四条 活動

本協会は前条の目的を達成するために、駐日コートジボワール大使館と連携し次の活動を行う。

- (1) 日本、コートジボワール両国間の経済、技術、文化および学術等の交流の強化と相互理解の促進の為の本邦及び海外での活動
- (2) 前号の目的に沿った行事の主催、後援、支援活動の実施及び他の団体との提携
- (3) 前号の目的に沿った各種情報の会員への配信
- (4) 前号に定めるものの他、運営委員会において適当と認める活動

第三章 会員及び会費

第五条 会員

- (1) 本協会の目的に賛同する者は、運営委員会の承認を経て入会することが出来る。入会の申し込みを行うには、所定の様式を運営委員会に提出する。入会申し込みが代表者を明示して法人名義で行われた場合は法人会員、入会申し込みが個人名義で行われた場合は個人会員又は準会員の資格を得るものとする。
- (2) 協会の連絡目的に氏名、所属、連絡先（メールアドレス等）を記載した会員名簿を作成する。運営委員会が必要と認めた場合には、会員名簿を会員に配布することに会員は同意する。会員から依頼があった場合に名簿内容を変更、又は削除する。

第六条 会員の種類

- (1) 本協会の会員は、正会員と準会員の二種類とする。
- (2) 正会員は法人会員、個人会員から成り、総会で決められた会費を納め、総会に出席して議決に参加できる。
- (3) 準会員は、会費は無料とし、正会員の権利・利益は持たない。尚、会長の自由裁量により、協会からのお知らせやイベント情報を受け取ることができ、またそれらのイベントに参加できる。

第七条 会費

- (1) 本協会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は年会費を納入する。
- (2) 年会費の金額は次の通りとする。
 - ・個人会員 3千円
 - ・法人会員 3万円

第八条 退会

本協会を退会しようとする者は、その旨を書面（事務局へのメール連絡を含む）をもって本協会に申し出なければならない。

第九条 会員資格の喪失

前条の他、会員は次の何れかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 運営委員会で除名されたとき。
- (3) 後見開始又は佐保開始の審判を受けたとき。
- (4) 当該法人会員が解散したとき、又は個人・準会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

第十条 除名

会員が次の何れかに該当するに至ったときには、運営委員会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

- (1) 本会則、その他規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本協会の運営に支障を来すと判断したとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

第四章 役員

第十一条 役員

本協会は次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 複数名
- (3) 運営委員 十五名以内
- (4) 監事 二名以下

第十二条 役員を選任

- (1) 会長、副会長は運営委員の互選により定める。
- (2) 運営委員、監事は総会で選任する。

第十三条 役員の任期

- (1) 役員の任期は二年とするが、任期の終了日は就任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会終結時までとする。退任役員は次期役員が就任するまでは留任とする。
- (2) 役員が任期の途中で退任した場合、前条の規定に従い新たに役員を選任できることとし、新たに選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。
- (3) 役員の再選は妨げない。

第十四条 会長・副会長

- (1) 会長は本協会の業務を総理し、本協会を代表し、総会及び運営委員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐する。会長が職務を遂行することが出来ない場合は副会長が会長の職務を代理するものとする。

第十五条 運営委員

運営委員は運営委員会を組織し、重要な会務を審議し決定する。

第十六条 監事

監事は本協会の会計を監査し、運営委員会において意見を述べる事が出来る。

第十七条 名誉会長

運営委員会の決議を経て本協会に名誉会長を置くことが出来る。名誉会長には在日本コートジボワール共和国大使を委嘱する。

第十八条 顧問

本協会に顧問を置くことが出来る。顧問は運営委員会の決定を経て会長が委嘱する。

第十九条 事務局長

- (1) 本協会に事務局長を置く。事務局長は運営委員会において選任する。
- (2) 事務局長は総会又は運営委員会の決定に基づき、本協会の業務を執行する。

第二十条 報酬

役員、名誉会長、顧問、事務局長は無報酬とする。

第五章 総会及び運営委員会

第二十一条 総会

- (1) 本協会は毎年一回、運営委員会所定の手続きにより通常総会を開催する。
- (2) 臨時総会は運営委員会において必須と認める場合、運営委員会の所定の手続きにより開催する。
- (3) 総会においては本協会の業務に関する報告並びに決算の承認、その他必要な事項について決議する。
- (4) 議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は会長の決するところによる。
 - ・ 運営委員及び監事の選任
 - ・ 会則の改廃
 - ・ 解散
 - ・ 会費の変更
- (5) 一正会員あたり議決権一票を有する。
- (6) 総会の議事につき、議事録を作成する。

第二十二条 運営委員会

- (1) 運営委員会の決議事項は以下の通りである。
 - ・ 会長、副会長、名誉会長、顧問、事務局長の選任
 - ・ 会員の入会及び除名
 - ・ 総会及び臨時総会の開催
 - ・ その他重要事項
- (2) 運営委員会は会長が必要と認める場合、又は過半数の運営委員により請求があった場合に決議する。

- (3) 運営委員会の決議は過半数により決する。
- (4) 運営委員会の議事につき、議事録を作成する。
- (5) 運営委員会の手続きについては、別途運営委員会において定めるものとする。

第六章 会計及び決算

第二十三条 会計

本協会の会計は、事務局長のもとにこれを行い、事務局長は運営委員会に対して報告する。

第二十四条 収入

本協会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 正会員の納める会費
- (2) 会員及びその他有志の寄付金
- (3) その他雑収入

第二十五条 会計年度

本協会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十六条 決算

運営委員会は会計年度毎の収支決算を作成し、総会に提出してその承認を求めるものとする。

以上